

法律名：内航海運組合法

1. 案内情報

- 手続名 : 内航海運組合連合会の団体協約の廃止の届出  
手続根拠 : ・内航海運組合法第58条(第10条第2項前段準用)  
          ・内航海運組合法施行規則第3条  
手続対象者 : 内航海運組合連合会  
提出時期 : 団体協約を廃止したとき(遅滞なく)  
提出方法 : 団体協約の廃止の旨を記載した届出書を作成し、国土交通大臣  
          (内航海運組合連合会の地区又は航路が一の地方運輸局等内に  
          ある場合は、当該地方運輸局長等)へ提出してください。  
手数料 : なし  
添付書類・部数 : (添付書類)・総会又は総代会の承認を必要とするときは、その  
  議事録の謄本  
  (部 数)3通  
申請書様式 : 特になし  
記載要覧・記載例 : 提出先となる管轄運輸局等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

提出先:

国土交通省海事局国内貨物課	03-5253-8627 (直通)
北海道運輸局運航部輸送課	0134-23-4213 (直通)
東北運輸局運航部輸送課	022-299-8858 (直通)
新潟運輸局運航部輸送課	025-244-6115 (直通)
関東運輸局運航部輸送課	045-211-7214 (直通)
中部運輸局運航部輸送課	052-952-8013 (直通)
近畿運輸局運航部輸送課	06-6949-6416 (直通)
神戸海運監理部運航部輸送課	078-321-3143 (直通)
中国運輸局運航部輸送課	082-228-3679 (直通)
四国運輸局運航部輸送課	087-825-1178 (直通)
九州運輸局運航部輸送課	093-332-8083 (直通)
沖縄総合事務局運輸部海運第一課	098-866-0031 (直通)

- 受付時間 : 提出先にお問い合わせください。  
相談窓口 : 上記提出先

3. 手続情報

- 審査基準 : なし  
標準処理期間 : なし  
不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)